

◎新潟県告示第499号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成31年4月23日から平成31年5月7日まで縦覧に供する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
西蒲	遠藤 正	新潟県西蒲区五ヶ浜2513番地	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合 西蒲支所
	大越 順一	新潟市西蒲区角田浜1221番地		
	横山 繁	新潟市西蒲区間瀬5148番地		